

健指第 2 4 6 9 号

平成 30 年 2 月 6 日

各市社会福祉法人主管課長 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

(公印省略)

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における
防火安全体制等の周知徹底について (通知)

このことについて、別添写しのとおり平成30年2月2日付け子子発0202第1号、社援総発0202第1号、障企発0202第1号、老総発0202第2号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、社会・援護局総務課長、同障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長の連名で通知がありました。

つきましては、貴市が所管する社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、施設管理者に対し改めて周知徹底をお願いします。

また、総務省消防庁予防課長及び国土交通省住宅局建築指導課長より別添1、別添2のとおり通知が発出されておりますので、当該通知において注意喚起や違反对策を行うように示されている対象建築物（一定の要件に該当する寄宿舍又は下宿）において、社会福祉施設等に関する事業が運営されている場合は、消防部局及び建築部局等とも十分に連携を図り、社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底が図られるようお願いします。